

様式第1号の2（第4条関係）

十日町市移住・就業等支援事業補助金の交付申請に関する誓約事項

- 1 移住・就業等支援事業に関する報告及び立入調査について、新潟県及び十日町市から調査を求められた場合には、それに応じます。
 - 2 以下の場合には、十日町市移住・就業等支援事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、速やかに十日町市に報告し、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - （1）移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容で申請したことが判明した場合：全額
 - （2）移住支援金の申請日から3年未満に十日町市以外の市区町村に転出した場合：全額
 - （3）起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合：全額
 - （4）移住支援金の申請日から3年以上5年以内に十日町市以外の市区町村に転出した場合：半額
- （就業の場合のみ）
- （5）移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額